

当法人は、各施設の事務作業を本部で一括処理しているため、各施設は収入及び職員数より負担割合を算出し本部に繰り入れている。これは実務的にも経済的にも有効な方法であるが、介護事業において介護報酬を得るためにどれほどの経費がかかるのか、介護報酬の基準を算出するための分析データとして、減価償却費を組み入れた損益計算書を必要とされている。当法人の経理処理では、各施設の繰入金支出は損益計算書の事業活動外支出に表示され、福祉事業活動に反映されず、介護報酬を得ための経費より外れてしまう。そのため、事務作業経費を各経理区分の人物費、事務費及び事業費で経理処理することが望ましいと思われる。

(11) きぼうの家の建物未登記について (指摘事項)

建物の所有権登記を進めていたが、きぼうの家の建物が建っている地番は、字が3つに分かれており、字は公図も別々で国勢調査も入っていないため字界が一致せず、現状の形状と異なるため、法務局から測量等を行い筆界や赤道等の位置を明白にした上で再度申請する旨を伝えられたとのことであり、隣接の所有者との境界の問題等もあり事業団では作業できぼうの家に対応を依頼しているとのことである。未登記建物の存在自体が固定資産管理上望ましいものといえず、増改築時における建築確認等の際に支障を来たす可能性もあることから、県の早期対応を望むところである。

(12) 県より移管された資産の耐用年数について (指摘事項)

法人の経理期間では、いわゆる税法上の法定耐用年数を採用することとなつて

介護保険事業に限らず措置費あるいは介護給付対象事業においても、制限の範囲内においてはあるが資金の繰入れが認められている。

資金の繰入れを行う場合の勘定科目は事業活動収支計算書の場合、「事業活動外支出」の「会計単位間繰入金」や「経理区分間繰入金」で処理することされ、その内容については、経理区分・会計単位間資金移動明細表を作成し明らかにしておくこととされている。

複数の施設を経営する当法人としては、これらすべてのルールをクリアした上で会計処理を行っており、合理的な処理方法であると考えている。

(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額について (意見)

きぼうの家の土地については、公図と現況が一致していない。県では、今後甲府市が予定している地籍調査等により境界を確定していくこととしている。

(14) 法人積立金の不明瞭な記載について (意見)

① 貸借対照表(合算)の積立金の科目名が「その他の積立金」となっているが、会計基準では、積立金は積立ての目的を示す名称を付すとされているため、その他の積立金の名称は特定の目的を示したものとはいえない。内容は明生学園の施設整備等積立金であるため、科目を適正に表示する必要がある。

② 積立金(純資産)と同額を特定積立預金(固定資産)とすることとなつているが、貸借対照表上一致していない。固定資産の「投資有価証券」の中が、通常の投資有価証券と特定積立預金の投資有価証券とに分かれるということであるが、現状の表示では積立の不足あるいは過剰と判断される恐れもあるので、その内容

おり、種目は事務所としている。しかし、桃源庄は介護老人福祉施設なので、種目は病院が正しい。耐用年数に違いのある資産が他の施設にも散見されるので、再度見直しを行い訂正する必要がある。

(13) 国庫補助金等特別積立金取崩額について (意見)

当法人は、県から建物、構築物を無償譲渡されているため、減価償却費と国庫補助金等特別積立金取崩額は同額で計上されると考えられるが、累計額に差額が生じている。このことは会計基準の計算の仕方に違いがあることによるが、新しい会計基準では改正され、減価償却費と同様の計算を行うこととなり、過去の累積も是正されることとなる。そこで、差額が多額となっているので、新会計に移行するまでの間、その旨を注記することが望ましいと思料される。

平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。

「その他の積立金」は、明生学園の施設整備等積立金であり、明生学園の貸借対照表では適正な表示がされているが、合算貸借対照表の科目表記が「その他の積立金」となっていたことから、平成 23 年度決算業務において「施設整備等積立金」に訂正した。

平成 23 年度決算時に貸借対照表に注記した。

を注記等により明示することが望ましい。

(15) 計画的な積立金の積立てについて

(意見)

明生学園の改築費が計画の半額以下で納まっているが、積算時の金額が高額すぎるのではないかと思料される。積算価格を高額に見積もるならば、資金調達のために必要以上の経費削減等の対応が必要と請され、職員の処遇等にも影響を及ぼしかねない。今後の改築費及び大規模修繕費の積算に関しては、随時適正価格を見直し、中・長期経営計画に反映させ、それに伴う資金を計画的に積立てる必要がある。

(16) 無償譲渡施設に係る設置者負担について（意見）
事業団は県から基本財産等を無償譲渡されたことにより、本来負担すべき設置者負担がなかったため、設置者負担相当額が法人の剰余金となるので、今後も施設のアメニティーを含め利用者サービス等に還元すべきと思われる。

明生学園の改築費は改築時の諸条件の変更と入札効果により生じた減額であった。今後も過去の建築費や改築条件等を勘案しながら適正価格を算出し、計画的な積み立てを行っていく。

(18) きぼうの家における生産物販売に伴う現金の取り扱いについて（指摘事項）
きぼうの家において、生産物販売時に収納した現金の取り扱いが、経理規程に則っておらず、また、その管理方法では職員による不正に対する牽制効果は低く、その即時発見も困難であるため、速やかに規程に則った方法に改善されるべきであると判断される。

(19) 窓口で授受された現金の管理等について（指摘事項）
きぼうの家、もえぎ寮及びはまなしあり、その久金についても帳簿等での管理が行われていなかった。また寄付金受領書等を確認したところ、連番による管理が行われていなかった。さらにもえぎ寮においては、法人規定外の受領書等を使用していた。速やかに是正されるべきである。

(20) きぼうの家の資産管理について（意見）
きぼうの家において、故障したパソコンや使用期限の過ぎた給油カード等が目視的もなく保管されていた。正規の手続きを経て廃棄や売却の処分を進めていくことが望ましいと思われる。

当該パソコンは廃棄のための承認手続を行っており、専門業者の引き取りを待つ状況での保管であり、廃棄処分を済ませた。また、給油カードについても速やかに処分した。

6. 公益財団法人山梨県臓器移植推進財團

(1) 理事会・評議員会について（指摘事項）

① 平成22年度以前は、決議機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評議會である。

実査時以降、経理規程に則った処理に改善した。

平成23年度決算時に、販売製品を含め計上すべき棚卸資産は漏れなく計上し、また原価計算も適正な方法で行った。

当該パソコンは廃棄のための承認手続を行っており、専門業者の引き取りを待つ状況での保管であり、廃棄処分を済ませた。また、給油カードについても速やかに処分した。

平成23年度からは、理事会・評議員会を別々に開催している。

<p>(意見) 議員会が合同で開催されており、各々の機能を果たしていない。</p> <p>② 寄付行為では、理事の定員を18人以上22人以内と規定しているが、平成21年度第2・3回の理事会において欠員が2名生じているにも係わらず、補充が行われていない。</p> <p>③ 理事会・評議員会への出席率が低調であり、出席率向上のための改善が必要である。</p> <p>④ 平成22年度の收支決算書及び財務諸表に対する注記が理事会・評議員会において正式に報告されていない。</p> <p>(2) 領収書の管理について（指摘事項）</p> <p>① 領収書が抜き取られていかないか、容易に確認できるよう連番管理を行うべきである。</p> <p>② 書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行った上で、領収書の控えに添付することが必要である。</p> <p>③ 領収書の控えは切り取って収入伺に添付されている。領収書の控えは、領収書綴りにそのまま残しておくべきである。</p> <p>(3) 印鑑、通帳、現金の管理について（指摘事項）</p> <p>印鑑は事務室内の管理に劣る場所に入られ、また、預金通帳や現金は事務職員が単独で管理している。保安上鍵付の金庫を用意して適切に管理すべきである。</p> <p>(4) 他法人との費用負担、統合について</p>	<p>理事に欠員が生じた場合には、速やかに選任していく。</p> <p>より多くの理事、評議員に出席でもらうため、余裕を持った日程調整を行い、出席率の向上を図っていく。</p> <p>今後は、收支報告書及び財務諸表に対する注記についても理事会・評議員会に報告していく。</p> <p>領収書の使用開始前に連番を付すよう改めた。</p> <p>書き損じの領収書は、廃棄処理せず、保存するよう改めた。</p> <p>領収書の控えは切り取らず、領収書綴りにそのまま残し保存するよう改めた。</p> <p>(5) 職員給与費の支出科目について（指摘事項）</p> <p>実質的に職員給与と認められる支出が他の科目で処理され不適切である。非常勤職員に実質手当での支払と考えられるものが、事業費勘定や活動費勘定等で処理されていた。給与の重複支給や給与所得課税漏れが生じる可能性がある。</p> <p>(6) 資産計上額について（指摘事項）</p> <p>平成22年度の貸借対照表において、資産の計上金額及び表記に誤謬がみられるので是正が必要である。</p> <p>(7) 切手の管理について（指摘事項）</p> <p>切手の払出簿がなく管理が不適切なので、受払簿を作成の上、隨時現物と契合し管理することが必要である。</p>
--	--

<p>(意見) 当法人と山梨県アイバンクは共同した活動を行っているが、本来は山梨県アイバンクが負担すべき活動の事業費の一部を当法人が負担しているケースが見られるため、適正な事業費の分担を行いうべきである。経費節減や事業の効率的な実施の上から、同様な普及啓発活動を行っている他の団体との統合を検討されたい。</p> <p>(8) 貸借対照表について（指摘事項）</p> <p>印鑑は事務局長が管理し、通帳及び現金は鍵付のロッカーに保管するよう改めた。</p> <p>(1) 平成22年度の財務諸表について（指摘事項）</p> <p>① 平成21年度の財務諸表には正味財産増減計算書総括表、貸借対照表総括表、財産目録総括表が作成されていたが、平成22年度の財務諸表にはこれら総括表</p>	<p>補助事業以外の普及啓発活動のうち他の団体と費用分担することが適当な場合に是、適正な費用負担に努めていく。</p>
<p>勘定元帳の修正を行った。なお、給与所得として計上し、再算定した結果、新たな課税は生じなかった。</p> <p>勘定元帳、固定資産台帳の修正を行った。</p> <p>切手の受払簿を作成し、隨時現物と契合するよう改めた。</p> <p>公益法人会計基準の「平成16年度基準」に基づき、從前どおり、総括表を作成することとした。</p>	<p>本団体と他団体の設立経緯、目的、事業内容等を踏まえ、他団体と統合した場合のメリット、デメリットについて慎重に検討していく。</p> <p>勘定元帳の修正を行った。なお、給与所得として計上し、再算定した結果、新たな課税は生じなかった。</p> <p>勘定元帳、固定資産台帳の修正を行った。</p> <p>切手の受払簿を作成し、隨時現物と契合するよう改めた。</p> <p>公益法人会計基準の「平成16年度基準」に基づき、從前どおり、総括表を作成することとした。</p>

が作成されていない。

- ②「財務諸表に対する注記」が全て作成されていない。

- ③期間損益を適正に把握するために、賞与引当金を計上すべきである。

- (2)関連する任意団体事務の負担について（指摘事項）
当法人と関連がある任意団体（山梨県生活衛生同業組合連合協議会）の事務を当法人が行っており、その経費を任意団体に請求せず当法人が負担している。当該団体が独立して運営されるのならば負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、当法人に取り込んで一体として運営することも検討する必要がある。

- (3)山梨県生活衛生営業振興事業費補助金に関する不適切な事例について（指摘事項）
①山梨県生活衛生営業振興事業を行っているあたり加盟組合に事業を委託しているが、平成 20 年度は生活衛生同業組合から金額の事業ごとの内訳の記載漏れや収支予算の記載間違い等が見られた。

- ②平成 21 年度は生活衛生同業組合からの申請は事業計画のみで金額の記載がない。
- ③生活衛生同業組合からの申請に基づき、各組合からの申請金額が補助金の予算の範囲内に収まるよう調整会議を開いているが、議事録等が作成されていないために、調整の内容が不明である。

（4）山梨県生活衛生営業振興事業費補助金の補助対象としてふさわしくないと思われる支出について（指摘事項）
①平成 22 年度の事業に生活衛生同業組合の利用券代の支出を補助金により負担している状態にある事業が見られる。（総事業費 3,427,773 円、補助額 1,960,000 円で利用券額 534,000 円）

公益法人会計基準に則り、賞与引当金を計上することとした。

任意団体の事務に要した経費は当該団体に費用負担させるよう改めた。

- （5）財務体質の健全化について（意見）
国の交付決定の関係から山梨県からの補助金交付のタイミングが遅れ、事業実施のための資金不足により金融機関から借り入れが必要となっている。事業の円滑な遂行のためには、内部留保の蓄積を図り、借入金に頼ることのないよう財務体质の健全化を図るべきである。

生活衛生同業組合に対しては、記載漏れや記載間違いがないように徹底を図っているところであり、平成 22 年度については既に改善されている。

- （6）領収書の管理について（指摘事項）
①当法人が使用している領収書綴りの中に関連団体の領収書控えが混在している。

調整会議の内容を記録するとともに、その内容を今後の事業に反映させていく。

- ②領収書の保管が行われていない。
③当法人の団体印が押印された未使用

本事業について、旅館生活衛生同業組合の青年部が最新のサービスと料理知識を学び、これから鶴見山梨に生かすために実施したものであるが、平成 22 年度に廃止している。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。

本事業については、旅館生活衛生同業組合に係る理解を促進するとともに、需要の拡大を図ることを目的に実施したものである。今後もより補助効果の高い事業の実施に努めていく。

当法人の財務体質の健全化を図るために、なお一層の経費削減や、標準営業約款登録事業などによる自主財源の確保に努めている。他の都道府県においても、国の補助金交付に係る手続の遅れに苦慮しており、県では、補助金交付等の一連の手続を前倒しするよう、国に対し要望活動を実施している。

1 つの団体で 1 つの領収書綴りを使用できるよう、関連団体の領収書綴りを別にすることとした。

領収書は通常管理を行うこととした。直ちに未使用の領収書を廃棄処理し

の領収書が残置されていた。

④ 書き損じの領収書に使用不可処理が行われていない。

⑤ 約款会計で使用する領収書はパソコン上で管理されていて、控えが残されていない。

(7) 受託事業での報告書の誤りについて
(指摘事項)

(財) 全国生活衛生営業指導センターから平成22年度受託事業である「経営改善推進事業」に関する清算調書と、当法人の総勘定元帳との異なり、間違った実績報告が行われている。

(8) 固定資産の計上漏れについて
(指摘事項)
パソコン3台の資産計上が洩れているので、固定資産台帳を整備して適正に処することが必要である。

(9) 切手の管理について
(指摘事項)

切手の払出簿が途中までの記載のため不明瞭であった。

(10) 退職手当に関する申告書の不備について
(指摘事項)

退職手当の支給に際し、所定の申告書の保存がなく対応が不適切であった。

8. 公益財団法人やまなし環境財团

(1) 財産目録の内訳記載について
(意見)

当法人では平成22年度の財務諸表を公益法人会計基準の「平成20年度新基

た。

直ちに書き損じ領収書を使用不可処理した。

約款会計の領収書の控えをパソコンから打ち出して保存し、受領の事実の検証を図った。

「準」により作成している。
公益法人会計基準による財産目録は、事業年度末におけるすべての資産・負債について、名称・数量・使用目的・価格等を記載することが必要であるが、その記載が不明瞭である。

(2) 助成金の審査書類について
(意見)

当法人は、平成22年度に30団体に対し430万円余の助成金を交付している。申請内容の審査において、申請団体の財政状況を含めて検討を行っているが、現在、団体に提出を求める書類(助成金の対象となる事業の概要、実施の趣旨・目的、收支予算書)では、団体の財務状況を把握することは難しい。申請団体の繰越金の多寡は審査に影響することから、通帳のコピーのほか財務資料の提出を義務付けて財政状況を確認することを検討すべきである。

(3) 財務諸表の作成について
(意見)

当法人は、財務諸表の作成に財務ソフトを使用せず、すべて表計算ソフトで手入により作成している。表計算ソフトは財務ソフトと違い書類の相互間に連動ではなく、互換性もないことから、作成のみならず、相互の整合性をチェックするだけでも事務量は相当であると思慮される。労力と財務ソフトの購入コストをどのように見るかということであるが、公益財団法人として適正な財務諸表の作成は当然のことであり、効率化の観点からも検討は必要である。

9. 公益財団法人山梨県緑化推進機構

(1) 緑の募金領収書の管理について
(指摘事項)

平成24年度から助成金交付申請時に申請団体の決算書(申請前年度分)及び予算書(申請年度分)の提出を求めるとした。

平成24年度から助成金交付申請時に申請団体の決算書(申請前年度分)及び予算書(申請年度分)の提出を求めるとした。

①当法人は、公益認定を受け公益財団法人へ組織変更したときに、新たに新法人名の緑の募金領収書を印刷した。その印刷時に印刷業者より発注枚数を上回る予備の領収書25枚を受領しているが、当該領収書は募金領収書受払簿に記載されておらず、簿外となっている。受払簿に記載し適正に管理すべきである。

②領収書の払出前の在庫は領収書ナンバーが記載されておらず、払出時に50枚あるいは100枚単位でナンバーリングをしている。印刷業者から受入時に全ての領収書にナンバーリングを行い、連番管理を行うべきである。また、印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することを検討することも必要と思われる。

③期末等に定期的に領収書の棚卸しを実施し、在庫の適切な管理を行うべきである。

(2) 臨時職員の給与増額改定及び駐車場補助について（意見）

全国健康保険協会の健康保険料率引き上げに伴い、臨時職員の給与を増額改定しているが、保険料の引き上げは同協会加入者全てに及ぶものであり、当法人の給与改定の明確な理由とは思われない。また、公益財団法人の設立以前においては、役員及び職員に規定がない駐車場補助が毎月支給されていた。公益財団法人移行後の給与規程では通勤手当に含め手当を含むとの規定に変更しているが、駐車場補助として通勤手当とは別建てで支給していた。さらに、これらの原因が当該規程の管理の不適切であったことと思われるため、適切な管理を行うべきで

簿外の25枚の領収書も含めて、残存の領収書に通し番号を記載し、連番管理を行い、受払簿で管理するよう改めた。

（3）金利等変動準備預金取扱基準について（指摘事項）

平成22年度の收支予算に金利変動準備金取扱入10,000,000円を計上し、収支計算書に10,020,000円の取崩しを行っている。

在庫の領収書すべてにナンバーリングを行った。今後は印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することとする。

在庫の領収書すべてにナンバーリングを行った。今後は印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することとする。

在庫の領収書すべてにナンバーリングを行った。今後は印刷業者への発注時に領収書ナンバーの印刷も含めて発注することとする。

ある。

（3）金利等変動準備預金取扱基準について（指摘事項）

平成22年度の收支予算に金利変動準備金取扱入10,000,000円を計上し、収支計算書に10,020,000円の取崩しを行っている。

金利等変動準備預金取扱基準において、準備金の取崩しには、金利の支払いが滞る等の場合に取崩しが出来ることになっているが、当該取崩しは事業活動収入が減少してきているために行つたもので、要件には該当しない。

また、当該準備金の取崩に当たっては平成22年度の收支予算全体の承認の過程で理事会の承認を受けたことであるが、本来は個別の議案として理由を明示して議決を得ることが必要であると思われる。

さらに、平成22年度は準備預金の運用収入860,246円が計上されているが、準備預金の積み立てが行われていない。当該基準においては、準備預金の運用益は、準備預金として積み立てるものと定められており、当該規定違反が認められる。

（4）内部留保資金の有効活用について（意見）

平成22年度末に地方公共団体出捐金400百万円、寄付金632百万円、その他内留保127百万円、合計1,159百万円が正味財産として存する。

その他内部留保金127百万円について

内部留保金のうち指定正味財産の運用益は、金利等変動準備預金として、予期せぬ事態が生じた際の準備金として積み立てているものである。

また、一般正味財産については、緑の募金収入等の減少により、大幅な減額も予想されるため、收支の状況を十分注視しながら、金利等変動準備預金取扱基準の規定に従い、内部留保資金の有効かつ適正に活用するよう指導していく。

であり、必要以上の蓄積は問題であるものと思われるため、必要額のみを留保し、残余資金の有効活用を図るべきである。

(5) 仕組債への投資について(意見)

機構が運用を行っている仕組み債は、当初は高利回りであったものの、現状では多くの投資案件で利子を生んでおらず、このままの状況では非常に低利回りの運用となっている。

投資については、「(公財)山梨県総化推進機構資産運用規定」に則り、理事会の承認を受けて、規定通りに行われてはいるが、目先の高金利にとらわれずリスクを考慮して投資を行うべきである。

(6) 元帳の適正性の確保について(指摘事項)

元帳の預かり金と決算書の預かり金が1円違っていた。元帳と決算書の数値が一致していないことは何らかの内部統制上の不備が存在していると考えられることから、元帳の適正性を確保する内部統制を構築、運用する必要がある。

(7) 切手の受け払いについて(指摘事項)

切手については受け払い管理を行っているものの、1円切手とハガキについて受け払い管理が行われていなかった。金額が僅少であっても現金同等物に屬しては受け払い管理を行うべきである。

(8) 家電エコポイントの会計処理について(指摘事項)
液晶テレビの購入に伴い、家電エコポイントの収入4,000円があつたにもかかわらず簿外となっている。
また、期末に未払金として計上すべき

基金財産の運用は、元本保証を前提としており、期間途中で売却し基本財産を大きく減少させてまで買い換えは行わないこととしている。今後、期間満了又はコールなどにより債権等を買い換える際には、情報収集に努める中で、安全性を十分考慮して投資を行うよう指導していく。

有形固定資産の運用は、元本保証を前提としており、期間途中で売却し基本財産を大きく減少させてまで買い換えは行わないこととしている。今後、期間満了又はコールなどにより債権等を買い換える際には、情報収集に努める中で、安全性を十分考慮して投資を行うよう指導していく。

(9) 固定資産・物品の管理について(指摘事項)

公用車は、本来、有形固定資産にすべきものが、物品の備品として管理台帳に記載されていた。有形固定資産と物品との区別及び管理を適切に行うべきである。

有形固定資産の減価償却は、国税庁の耐用年数表等を参考に適切な耐用年数を用いて減価償却を行うべきである。

また、物品と備品管理台帳の照合が困難であった。適切な管理を行えるよう

にすべきである。

さらに、スチール棚、机、いす等県から寄贈を受けたものが事務所にあるが、備品台帳には載っていない。受贈したもの備品管理台帳に記載して適切な管理を行うべきである。

(10) 体験教室等の参加率の向上について(意見)

県民を広く対象として行っている体験教室等への定員に対する参加率は、その参加費用及びその対象を勘案すると総じて低いと思われる。その事業の目的や理念について否定するところではないが、体験教室等開催の原資は県民から善意の募金が含まれているため、県民の参加機会の公平性等の観点からも周知の方針について、再度検討する必要がある。

家電エコポイントの交付金は雑収入として計上した。
簿外となっていた期末の未払い管理費等は、平成23年度決算から未払金として

社会保険料、運送料など、合計429,700円が未払計上されていなかった。当期中の使用にかかるものについては期末に未払いたとして計上すべきである。

計上するよう改めた。

(9) 固定資産・物品の管理について(指摘事項)

公用車は、本来、有形固定資産にすべきものが、物品の備品として管理台帳に記載されていた。有形固定資産と物品との区別及び管理を適切に行うべきである。

有形固定資産の耐用年数は、平成23年度決算から国税庁の耐用年数表に基づき計算を行った。

備品は受贈を受けた物品を含め、全て

台帳に区分して記載するよう改めた。

減価償却の耐用年数は、平成23年度決算から国税庁の耐用年数表に基づき計算を行った。

<p>及び「緑の少年隊山梨県連盟」との組織統合について（意見）</p> <p>当法人を事務局とする「やまなし森づくりコミッション」及び「緑の少年隊山梨県連盟」という2つの任意団体は、その事業内容や職員の勤務状況から判断して、事実上当法人と同一の主体であると考えられる。今後は組織の統合を行い、法人全体としての適正な財務諸表作成を行うべきであると判断される。</p>	<p>1.0 株式会社清里の森管理公社</p> <p>(1) 法人運営のガバナンスについて不適切な事例が見られた（指摘事項）</p> <p>法人の組織運営にあたって、次のような問題点が見受けられた。</p> <p>①定款が旧商法の規定を前提に作成されたままである。会社法への読み替えは行われるが、会社法に則した記載内容に変更すべきと思われる。</p> <p>②取締役会が3ヶ月に1回以上開催されておらず、会社法が遵守されていない。</p> <p>平成24年度株主総会で定款変更を行った。</p>

<p>づき集計し、委託料を計算しているが、レジの使用や申込書の確認など、売上の裏づけ資料を残しておくことが必要と思われる。</p> <p>(3) 别荘関係収入のうち伐採業務について不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記載がない。責任の所在を明示すべきである。</p> <p>(4) 契約書の記載に不適切な記載が見受けられた（指摘事項）</p> <p>別荘地一般管理契約書に表示されている共益費は、消費税抜きの金額であるが、契約書に明示されていない。また、テナントの賃貸借契約書に表示されている賃料は、消費税込みの金額であるが、契約書に明示されていない。</p> <p>テナントとの賃貸借契約は、消費税込みと取り扱わても特に問題にはならないが、トラブル回避のためにも、契約書の金額については消費税の取扱を明示すべきである。</p> <p>また、県との管理運営委託契約について、委託料、施設の借用料に関する対価の記載がないため、対価（無償）の記載を行い、よりわかりやすい記載とすべきである。</p>	<p>請求書については、複写式で連番を付けて不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記載がない。責任の所在を明示すべきである。</p> <p>請求書については、複写式で連番を付けて不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記載がない。責任の所在を明示すべきである。</p> <p>請求書については、複写式で連番を付けて不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記載がない。責任の所在を明示すべきである。</p> <p>請求書については、複写式で連番を付けて不適切な管理が見られた（意見）</p> <p>別荘敷地内の立木伐採を依頼された場合、専門業者に委託し、見積書を顧客に提示しているが、見積書に決裁の記載がない。責任の所在を明示すべきである。</p>
--	---

(業務の範囲) 2において、管理運営する施設等が明記され、更に営業の用に供するときに賃貸借契約の対象とする施設が第6条(施設等の借受)に明記されてことから、契約書の記載は適切なものと考える。

置の変更に伴い、別荘地とセンターエリアの緩衝地として利用・管理することとし、現在その用途地として活用している。

当法人は、県が整備した保健休養施設「清里の森」の管理運営を行うことを目的に設置した法人であり、県、県企業局、財産区とともに投資目的ではなく、設立に必要な資金として出資したものである。このため、株式も非公開となっており流動性もなく配当も行っていない。

今回の自己株式の取得は、県出資法人改革の一環として県の出資比率を50%未満とするために資本等取引として行ったものであり、流動性がなく市場価格が存在しない当法人の株価の時価として、額面価格を採用した。

こうした考え方を甲府税務署に説明し、低廉譲渡の場合に売主(県企業局)に課税される寄付金課税、買主(当法人)に課税される受贈益課税とともに対象となることを確認していることから、適切な取引であったと考えている。

また、自己株式の取得に関する取締役会決議、定時株主総会決議は、県の出資比率を50%未満とするための措置であることを説明した上で行っており、自己株式として所有し続ける旨の機関決定はなされている。

(5) 自己株式の取得について取得価格が不適当と思われる(指摘事項)
平成19年度に山梨県企業局から所有する全株式を取得しているが、その取得価格は額面価格であり、一般的に用いられる簿価純資産額より低額で取得しているため、企業局が本来得られるべき利益約2,78万円を得られず、結果として県に対して同額の損失を及ぼしたと考えることもできる。

また、自己株式として所有し続けるのか譲渡するのか、今後の扱いについて正式な機関決定を行うべきである。

(7) 早急な改修が必要と報告された設備に対する十分な対応がとられていない(指摘事項)

電気工作物に対して、関東電気保安協会から、改修区分が「至急」または「急」となっている改修要請が28項目報告されており、早急の対応が必要であるにもかかわらず、抜本的な改修を行わず、当面の危険を回避するための断線等による対応となっている。

県で改修するもの当法人で改修するものに区分して、早急に改善すべきである。

改修要請があった28項目のうち、必要性の高い7項目については対応済みである。残りの21項目については、外灯の一部や噴水設備などであり、現在使用していないことから、関東電気保安協会と協議したうえで、危険の無いよう断線するなどの措置を講じている。

また、これらの施設を含めた清里の森施設全体について、個々の施設の必要性などを検討し、県と当法人の役割を分担しながら、計画的に施設撤去や改修を進めていく。

(6) 県所有の空地が未分譲のまま放置されている。また、未売却の区画は分割して譲渡することも検討するべきである。(意見)
県は、県所有の空地(日4-1-1区画)

(8) 県からの貸与資産の不足については法人が補充を行うべきである(指摘事項)

県から当法人への管理委託に際して、

旧4-1-1区画は、平成元年のゲート位

県所有の備品の貸与を受けているが、在庫が不足しているものについては、管理運営委託契約書に基づき、速やかに当法人が補充する必要がある。

(9) 別荘用地賃借更新契約書の更新が行われていない契約が43件存在する

(指摘事項)
「清里の森」別荘用地賃借更新契約書の更新時期が到来しているにもかかわらず、更新されていない契約が43件あるため、山梨県中北林務環境事務所で対応すべきである。

された備品については、毎年一度、当法人が確認を行い、県に報告することとしているが、陶芸教室で参加者が日常的に使用する1点1,000円未満相当の物品の現品確認を怠っていた。今後、確認が容易に行えるよう保管レイアウトを整え、使用的都度確認を行うこととする。
なお、成型用具12点セットの不足分は、既に当法人で補充を行った。

人で確認を行い、県に報告することとしているが、陶芸教室で参加者が日常的に使用する1点1,000円未満相当の物品の現品確認を怠っていた。今後、確認が容易に行えるよう保管レイアウトを整え、使用的都度確認を行うこととする。
なお、成型用具12点セットの不足分は、既に当法人で補充を行った。

平成23年3月期の法人申告で、係争中のため、テナント収入の一部を半期分のみの計上としているが、この係争は、契約そのものの紛争ではなく、使用料等の減額に関する紛争と判断されるので、使用料等の合理的な金額を見積もり、平成23年3月期決算に反映させる必要があつたと思料される。

所の判決があつたが、テナント側は判決を不服として控訴手続きを進める一方、当法人と訴外合意の協議を行っており、この協議が概ね整つたことから、当法人は6月13日の取締役会で合意書締結の議決を行った。議決後、テナント側は控訴を取り下げ、6月23日から27日に合意書を締結したことから、係争が解決し額が確定したのはこの時期となり、合意書による最終支払い時期も10月31日となつていている。

こうした経緯から、法人税基本通達により、平成24年度決算に計上することが適当である。

(12) 清化槽の適正な維持管理を怠つている別荘所有者に対し、改善指導を行なうべきである（指摘事項）

清化槽の管理者は、毎年、法令に定められた回数の清化槽の保守点検を行なわなければならぬとされるが、220棟余りに保守点検の形跡がない。

県は公社とともに早急な改善指導を行なうべきである。

裁判において、テナント側は、前契約賃料の半額、共益費の負担なしという条件で更新契約が成立しているものと主張し、半期分の賃料を納入していた。本係争は、使用料の減額に関する紛争ではなく、賃貸借契約の存否そのものについての争いであった。

平成23年5月19日に甲府地方裁判所の判決があつたが、テナント側は判決

を不服として控訴手続きを進める一方、当法人と訴外合意の協議を行っており、この協議が概ね整つたことから、当法人は6月13日の取締役会で合意書締結の議決を行つた。議決後、テナント側は控訴を取り下げ、6月23日から27日に合意書を締結したことから、係争が解決し額が確定したのはこの時期となり、合意書による最終支払い時期も10月31日となつていている。

こうした経緯から、法人税基本通達により、平成24年度決算に計上することが適当である。

当法人では県と連携し、別荘利用者による清化槽の保守点検を徹底させることによる清化槽の保守点検を徹底させることについて、文書による周知を行つてはいるが、契約期間が平成22年4月1日からの「1事務につき賠償保険金額3億円」の保険契約を締結しており、「清里の森」管理運営業務仕様書に定めるとおりとなつていて。

なお、再三の呼びかけに従わない者に対する対応は、今後、清化槽法に関する県所管課と連携した対応も検討していく。

(10) 対人賠償保険金額が規定の額に対して2億5千万円不足している期間が存在する（指摘事項）
保険金額の増額契約の遅れにより、当法人で加入している対人賠償保険の保険金額が、「清里の森」管理運営業務仕様書の定めに対して2億5千万円不足している期間が生じた。不測の事態に備えて仕様書に準拠した、遅滞のない対応が必要であった。

(11) 係争中のテナントの収益を平成23年3月期に反映させるべきである
(指摘事項)

また、県では毎年度、清里の森内の河川水質検査を実施し、水質に問題のないことの確認を行っている。

(13) 遺失物の管理が適切に行われていない(指摘事項)

現金や時計等、遺失物の適切な保管及び管理が行われていない事が判明した。
 ①保管場所のルールが存在せず、かつ管理台帳の記載漏れが散見される
 ②住所や氏名等の判明する遺失物について本人への連絡等が行われていなかった
 ③遺失物の中には現金313円も含まれていたが、警察への届出等が行われていない。

長期にわたって放置されている物品も存在しているため、警察署への届出を含め、早急に遺失物の管理態勢の改善を進めるべきである。

(14) 販売用及び貸与用資産の管理が不適切である(指摘事項)

販売用資産については、期末においては各商品の実地棚卸が行われているものの、期中における各商品の受払いについては一切行われておらず、発注についても担当者の目検討に頼る部分が大きい。また、貸与用資産については、数量を管理する台帳等がなく、付番等の処理も行われていない。

従業員による不正や、資産の紛失及び盗難等を未然に防止するため、早急に資産管理方法の改善が必要である。

(15) 領収書の管理について不適切な事例が見られた(指摘事項)

陶芸教室やシルバーアクセサリー教室等で使用している領収書について、次の

遺失物は「遺失物取扱要領」に対応を取り決めているが、要領が適切に運用されていない事例があったことから、社内研修を実施し、要領の内容を全職員に徹底した。今後、要領に基づいた遺失物の適正な保管及び管理を行っていく。

ような問題点が見受けられた。
 ①領収書の連番管理がなされていない
 ②複写式でないため控えが残っていない

(16) 清里の森音楽堂における音楽祭実行委員会の納税義務が履行されていない可能性がある(意見)

清里の森音楽堂実行委員会については、法人税の納税義務の履行がなされていない可能性がある。課税当局等と協議の上、適切な対応をとることが望まれる。

11. 財団法人山梨県富士川地域地場産振興センター

(1) 法人の今後について県も含めて積極的な協議が望まれる(意見)

平成23年度第1回の評議員会及び理事会で法人解散の審議が行われている。当該評議員会の出席率は代理出席も含め47%（17名中8名）、理事会の出席率は代理出席も含め71%（14名中10名）であり、法人の今後を決める重要な会議にもかかわらず役員の当事者意識の欠如が見られる。また、法人内部では解散のコンセンサスはとられているが、今後の運営方針や残余財産の処分等を含めて今後も県の積極的な指導が望まれる。

(2) 利用者の貸室使用の際に用いられる申請書等が規定の様式と異なっている(指摘事項)

利用者が貸室を使用する際に用いられる申請書等が、「施設使用規程」に定められた様式と異なっており、さらにその運

甲府税務署と協議の結果、当該委員会は、平成23年度までの事業では課税対象となる実質的な利益はないが、収益活動の「興行業」としての事業を行ってい

ることから、事務手続きを含めた適正な運営を図るために、平成24年度から音楽祭を当法人の一事業として実施することとした。

平成24年度から複写式の領収書を使

用の実態についても同様であった。このような事態はコンプライアンスの低下を招くリスクがあり、規定が形骸化しないように適時に規定の更新を行うべきである。

(3) 固定資産の管理業務について（指摘事項）

固定資産について、現物はあるが減価償却資産台帳に計上されていないものがいる。また、資産計上科目の間違いや耐用年数の適用間違い、償却計算の間違い等が見られる。

法人の今後の移行に当たり、所有資産を明確に把握した上で、資産価値を適正に把握し、減価償却資産台帳を整理し、固定資産の適正な残高管理を行っていくことが必要である。

また、固定資産について無償にて譲渡されているが、減価償却資産台帳上で除外処理されているのみであり、譲渡に当たっての契約書や裏譲り書等が作成されていない。

(4) 市場価値が高いと思われる美術品について個別管理を行うべきである（指摘事項）

当法人が所持するガラス製の作品には、過去に高額で売却された実績もある。ような海外有名工芸家の制作による試作品も存在する。しかし、当該試作品については作品一覧表等の管理は行われておらず、その所持点数も定かではない。現在の管理体制では作品の紛失リスクは高いと考えられるため、これらの海外有名工芸家の作品については写真を撮つたうえで作品ごと個別に管理を行うべきである。

また、費用にもよるが、どの程度で評価すべきか鑑定し資産計上することが望

ましい。

(5) 物品要求書及び支出負担行為同票の検収確認に不適切な処理が見受けられる（指摘事項）

平成22年度末の未払金に計上のある2件の物品等に關し検収の確認がなかつた。未払金計上の妥当性を立証する上でも適切に処理することが必要である。

(6) 証券会社への預け金が海外となつていた（指摘事項）

平成22年度決算において、証券会社への預け金426,231円について貸借対照表に未計上となっており、財産目録への記載も漏れていた。予定されている法人の解散等の移行時における正確な財産額計算のためにも資産管理は厳格に行うべきである。

(7) 平成21年度決算における決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した（指摘事項）

平成21年度決算において決算書の作成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると思料される。

1.2. 財団法人小佐野記念財団

(1) 法人運営の方針について不適切な事例が見られた（指摘事項）

①理事会及び評議員会が会議の途中で合意開催されている。業務運営の決定機関である理事会と諮問・審議・助言機関である評議員会とは

納品書や請求書への検収者の署名・押印を徹底した。

当該預け金は過年度損益修正益として成及び退職給付関連の会計処理に誤った事例が存在した。当法人は県や町から出捐を受け、毎年補助金の助成を受けている法人でもあるため、今後は財務諸表の作成にあたって、その適正性について特段の慎重さが求められると思料される。

退職給付の必要額に過不足がないよう、退職手当引当金や特定資産に計上し適切に処理した。

退職給付の必要額に過不足がないよう、退職手当引当金や特定資産に計上し適切に処理した。

の進行後は、理事会、評議員会を別々に開催する。なお、平成24年度第1回の理事会、評議員会は別々に開催した。

その機能が異なるにもかかわらず、実際には合同開催され、ガバナンスが有効に機能していない。

②両機関の議長が専務理事であり、寄附行為の規定と異なる。

寄附行為上、理事会の議長は理事長が務めると規定されているにもかかわらず、実際には専務理事が務めているのは寄附行為違反である。

③通常理事会の開催は年2回であるが、内1回は書面での開催である。正式な理事会の開催が望まれる。

寄附行為に従い、理事会を年2回開催しているが、そのうちの一回は書面での開催となっている。適切な法人運営のため正式な開催を行うべきである。

④各種事業の結果が理事会・評議員会で報告されるのみであり、事後承諾し追認されている状態である。

事業実施における理事会の関与が事業計画の承認と事後的な追認に留まっている。業務運営の決定機関である理事会の地位に鑑み、より積極的な関与をすべきである。

公益財団法人移行後は、書面開催を除き、年2回理事会を開催することとしている。

事業運営が開催されることによって、これにより代表理事以外の者が議長を務めることができることになってい

る。

（3）小中学生を対象とした作文コンク

（意見）

「年度審査」として理事会・評議員会により審議され、承認を経たのちに、事務局を中心として主催している小中学生を対象として主催する。毎年県内の小中学生を対象として主催している作文コンクールについては、参加学校数及び応募総数を増やすために何らかの施策を検討することが必要ではないかと思われる。

（4）運用利息に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきである。また、周年事業積立金についてもその積立目的等を明確にすべきである（意見）

基本財産収入に対する事業費の割合が低いと判断されるため、事業の活性化を図るべきであると考えられる。また、特定資産の部に計上されている周年事業引当資産については、積立の目的を明確化するとともに、取扱要領の作成を行うことが望ましいと思われる。

1.3. 社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター

（1）領収書の管理について（指摘事項）

①領収書の各葉に連番が付されておらず、連番管理が行なわれていない。市販の領収書を使用する場合は使用開始前に

成金の交付を行っているが、支給件数が少なく、制度についてさらに周知活動を行って必要があるとともに助成事業の位置付けについても検討する必要があると思われる。また、電話等での問い合わせについてヒアリングシート等は特段作成されていないため、記録を残し、資料として整備されることが望ましい。

一リングリストに加え、各市町村や市町村国際交流協会等への直接通知を行なうなど、更に制度を周知する工夫を行っていく。また、電話等での問い合わせについては記録簿を作成する。

国際理解教育・活動に熱心に取り組んでいる学校あてに直接児童・生徒のコンクールへの参加について促すなど、応募者数を増やす取り組みを実施する。

領収書に連番を付し、領収書が抜き取られないよう連番管理を行った。

（2）助成金制度の周知活動を行なう必要がある（意見）

国際交流活動を行う事業者に対して助

ホームページや国際交流センターのメ

連番を付し、領収書が抜き取られない
いか容易に確認できるように連番管理を行なうべき。

②書き損じ領収書の廃棄処理が行なわれている。書き損じの領収書は廃棄処理せず、使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。

③領収書の発行要件を満たした未発行の領収書が領収書綴りに残置されている。今後、発行する予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付すること。

④使用済み領収書綴りの中の未使用的の領収書について社判（角印）が押印され、使用可能な状態となっている。今後、使用する予定がない場合は、社判が押印された未使用的の領収書を残置せずに、使用不可能な処理を行なうこと。

(2) 平成22年度の財務諸表の記載等について（指摘事項）

①貸借対照表の法人税及び消費税の未払金は、未払法人税等及び未払消費税等の勘定科目を使用して、他の科目と独立して表示すべき。また、残高が0の勘定科目は財務諸表から削除すべき。

②貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載渉れ及び記載の間違いが見られた。

③財産目録は、事業年度末における全ての資産・負債につき、その名称・数量・使用目的・価額等を詳細に記載する必要

書き損じの領収書は廃棄処理をせず、使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付した。

今後発行予定のない未発行の領収書は使用不可能な処理を行なった上で、領収書の控えに添付した。

社判が押印された未使用の領収書は残置せずに使用不可能な処理を行なった。

(4) 売買契約の手続きについて（指摘事項）

農業用廃プラスチックの売却にあたり契約書の締結は行われているが、見積書の決定に当たり、当初取得した見積書が現在の売却価格と異なっており、価格改定後の見積書の取得を怠っている。売買契約書に記載している通り売却価格の改定が行なわれる都度見積書を事前に入手し、取引価格の妥当性を検討すること。

(5) 単独随意契約の在り方について（指摘事項）

当法人のトイレ改修工事を基金出資団体である全農山梨県本部に委託しておらず、その契約形態は単独随意契約であつたが、その工事の内容からして特定の者との契約が求められるものではなく、公平性、透明性の確保のためにも競争入札等の方法を選定すべき。

(6) 契約電力量変更の手続きについて

があるが、その記載が貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

を詳細に記載するよう改善した。

(3) 会費負担の公平化について（意見）
法人の当期収支差額が黒字化すると山梨県は会費の負担を行わないこととなるが、予算算定期において適正な支出の見積りを行なうことにより、県の会費負担が生じることとなる。現状では県が負担すべき会費を会員の各市町村が負担している状況にある。年度の予算計上時における事業量の把握や見積りの精度をより一層上げることにより、県を含めた各会員の負担を公平化すべき。また、予算作成時の精度により会費負担の不公平が生じないように、補助金交付要綱の改正も検討すべきと思われる。

平成25年度からは、県の業務量に基づく負担割合により、負担金として支払うこととする。

売買契約書に価格改訂後の見積書を新たに添付した。今後は、売却価格の改定の都度、取引価格の妥当性を検討し、適正価格による販売に努めていく。

今後の工事契約は、工事内容に応じて、競争入札や見積もり合わせを行い、公平性、透明性の確保に努めるなどの改善措置を講じていく。

<p>(指摘事項) リサイクル製品製造部門の廃止に伴つて製品製造設備の稼働はほとんどなくなりたため、消費電力量は減少したが、契約電力量の変更が半年間遅延したことで、約 36 万円の経費削減が損なわれた。</p> <p>(7) 消費税修正申告時の処理について (指摘事項) 各市町村からの負担金收入の課税売上計上漏れに起因する、平成 16 年度から平成 18 年度の 3 期分の消費税修正申告税額に相当する金額について、各市町村に後日請求していたが、当該処理は誤っており、更なる課税漏れを発生させてしまっていた。結果として、税額 45,100 円が消費税の申告漏れとなつたままとなっており、再度消費税の修正申告を行なうこと。</p> <p>(8) 販売用回収袋在庫の期末棚卸資産への計上について（指摘事項） 廃プラスチック回収袋は年間を通して販売しているため経常的に在庫は存在するが、毎期決算において当該資産棚卸資産として未計上となつていた。期末棚卸資産として計上すべき。</p> <p>(9) 固定資産管理の徹底と遊休資産の売却の検討について（指摘事項） 固定資産の現物実査の結果、所在不明となっている資産が確認された。後日、法人より資産の存在について確認がされた旨の報告を受けた。固定資産の管理は適切に行なわれるべきであり、また、現在稼働している工場に係る資産については、今後全く稼働が行なわれる見込みがないのであれば、売却等も検討すべきと思料される。</p>	<p>今後は、消費電力量を注視し、契約電力量の変更等に柔軟に対応していく。</p> <p>(1) 指定管理以外の収入及び支出について（指摘事項）。 県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けていが、この収支決算に指定管理契約に関連しない収入及び支出が含まれている。指定管理のみに係る収入及び支出を報告すべきである。</p> <p>(2) 人件費に関する表示金額について（指摘事項） 平成 22 年度の收支計算書、公益認定に係る移行認定申請書及び平成 23 年度の收支予算書の各書類において人件費に関する配賦について不整合が生じている。移行認定申請書の配賦割合が正しいとのことであるから、平成 23 年度の收支予算書の表示金額を訂正することが必要である。</p> <p>また、人件費の配賦割合は原則として各業務に係る作業時間に応じて、その割合を決定すべきであるが、明確な根拠がなく概略の割合を適用している。現実の業務の実態に合わせて、明確な根拠を設け、人件費の配賦を適正に行うべきである。</p> <p>(3) 財務諸表に対する注記の記載間違について（指摘事項） 平成 22 年度の財務諸表に対する注記について次の項目に記載間違がある。<ul style="list-style-type: none">・重要な会計方針の（4）引当金の計上基準・基本財産及び特定資産の財源等の内訳</p> <p>(4) 県立八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入確認について（指摘事項）</p>
<p>1.4. 公益財團法人山梨県子牛育成協会 (1) 指定管理以外の収入及び支出について（指摘事項）。 県は指定管理契約に際して毎事業年度終了後に、管理業務に係る収支決算を記載した事業報告書の提出を義務付けていが、認識が誤っていたため、理事会で修正を受け、平成 23 年度から会計を分離処理を行なうこととした。</p> <p>主事業に該当するものと理解していたが、認識が誤っていたため、理事会で修正を受け、平成 23 年度から会計を分離処理を行なうこととした。</p> <p>（3）財務諸表に対する注記の記載間違について（指摘事項） 平成 23 年度収支予算書は平成 24 年 2 月 27 日の理事会及び評議員の議決により修正済みであり、移行認定申請時の配賦割合で会計処理を行なった。</p> <p>また、平成 24 年度の人件費の配賦割合は移行認定申請時の割合としたが、今後、配賦の対象となる担当者の各業務時間を分析し明確な根拠を設けることで、人件費の配賦を適正に行なっていく。</p> <p>（4）県立八ヶ岳牧場における預託牛の家畜共済への加入確認について（指摘事項） いざれも、平成 23 年度決算報告から修正した内容で記載した。</p>	

項)

当法人は、県立八ヶ岳牧場の指定管理者として、生産者から牛の預託事業を行っており、預託の条件として家畜共済への加入を義務付け、その事実を家畜共済加入証明書によって確認しているが、確認が不適切な事例が見られた。

①追加して預託された牛の共済加入確認が行われていない。

②共済加入期間が預託期間より短いものが見られた。

(5) 県立八ヶ岳牧場における預託家畜の事故等に伴う損害賠償責任について（意見）

預託した家畜に生じた事故等による損害は家畜共済の共済金や当法人の見舞金により一部補償される。指定管理の基本協定書には管理業務における指定管理者の責めに帰すべき事由による損害賠償責任を規定している。しかし、当法人と預託者の間でどのような損失の負担が生じるのか具体的な規程や契約は存在しない。規程類の整備や契約によりその損害についての負担の取り決めを事前に行うべきである。

(6) 県有備品の早期更新について（意見）

当法人の固定資産には耐用年数を相当年数超過したものが存在し、それに係る毎年の修繕費は法人の経営を圧迫している。山梨県としても、県有備品である当

該機械の更新を早期に実現し、修繕費の負担を正常な状態にする必要があると考える。

(7) 県立まきば公園の指定管理委託料の支払方法について（指摘事項）

基本協定書では委託料は4回の均等支払によることが規定されているが、実際はそうとはいえない。

家畜共済は農家ごとの包括共済であり、追加預託牛も含め、共済加入者の飼育する全ての牛が加入することとなるが、再度家畜共済加入証明書で確認することとした。

包括加入のため、共済加入期間は自動的に更新されるが、更新後の家畜共済加入証明書を入手し確認することとした。

(8) 固定資産台帳の不備について（指摘事項）

建物の固定資産台帳に減価償却による減少額が記帳されていないもの、千円単位で記帳されているものがあった。また正味財産増減計算書の減価償却額と台帳を基に作成された減価償却計算表の減価償却額が異なっていた。

(9) 法務局備付建物図面について（指摘事項）

同一地番内に建っている2つの建物があるが、法務局備付の建物図面の位置が実際の位置と南北が逆になっている。

(10) 県立まきば公園のふれあい動物の管理について（意見）

現在、県立まきば公園には県有財産の動物と当法人所有の動物が混在しているが、法人所有の動物のうち台帳がないものがあった。また、法人では貸与、預かり、贈与、購入等の取引を行っており、その場合の取扱いについてのマニュアル等を作成すべきと考える。

負担を正常な状態にする必要があると考

えます。

(7) 県立まきば公園の指定管理委託料の支払方法について（指摘事項）

基本協定書では委託料は4回の均等支払によることが規定されているが、実際はそうとはいえない。

基本協定書の第10条第3項で、委託料は毎事業年度の4月・7月・10月及び1月の4回に均等に支払うこと、第38条で、委託料の額及び支払い方法については年度協定で定めることと規定されている。しかし、年度協定では4回の支払い額が異なっていたため、平成24年度からは、基本協定書に則り、均等支払いで執行していくこととし、協定を締結した。

平成23年9月、固定資産台帳の修正を行った。

平成24年10月、登記図面の修正を行なった。

動物台帳が無いものは整備した。また、動物の取引については、県の基準に準じたマニュアルを作成した。

県有備品を適正に使用し維持管理に努めるとともに、更新が必要な備品については更新計画を立てる中で検討し、修繕費の軽減を図っていく。

<p>(11) 管理不備の固定資産について(指摘事項)</p> <p>固定資産の管理に不明瞭なところが見られる。</p> <p>①検査診断室の備品について所有管理者が不明である。</p> <p>②備品シールの貼付洩れが散見される。</p> <p>③工事請負費のなかに資産に計上すべき物件がある。</p> <p>(12) 薬品等の貯蔵品の管理について(指摘事項)</p> <p>貯蔵品の管理状況に不備があるので改善が必要である。</p> <p>①貯蔵品の実地棚卸を行っていない。</p> <p>②薬品の保管庫に施錠がなく、毒物劇物の管理等に問題がある。また、長期間使用していない薬品については、適宜廃棄処分等の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(13) 法人金庫での保管について(指摘事項)</p> <p>当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳 6 本(預金残高総額 192 万円)を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行うべきである。</p> <p>(14) 撮影等に牧場を使用させる際の</p>	<p>管理者不明の備品については、すべて協会所有のものであったので、備品台帳を整備しシールを貼付した。</p> <p>県の備品と区分けを行い、シール洩れを改善した。</p> <p>該当の工事 2 件は、工事金額が高額であるため、平成 24 年度から固定資産台帳に記載し管理することとした。</p> <p>①収支計算書の承認について(指摘事項)</p> <p>当法人は財務諸表を公益法人会計基準(平成 20 年新基準)に基づき作成しており、収支計算書は財務諸表の範囲外とされているため、総会に提出していなかつた。しかし、現在の定款第 47 条では、総会で承認を受けるべき決算書として記載されているため、通常総会での承認が必要である。</p> <p>②財務諸表について(指摘事項)</p> <p>総会議案書に参考諸表として各会計の財務諸表を提出したが、特別の積立金会計の財務諸表のみが欠落していた。</p> <p>(2) 平成 2.2 年度の財務諸表に改善すべき点が見受けられた。今後は、公益法人会計基準に準拠した作成を行うことが必要である。</p> <p>①財務諸表に対する注記について(指摘事項)</p> <p>満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の記載がされていない。</p>
--	---

<p>15. 社団法人山梨県畜産協会</p> <p>(1) 法人組織運営について不適切な事例が見られた。</p> <p>①収支計算書の承認について(指摘事項)</p> <p>当法人は財務諸表を公益法人会計基準(平成 20 年新基準)に基づき作成しており、収支計算書は財務諸表の範囲外とされているため、総会に提出していなかつた。しかし、現在の定款第 47 条では、総会で承認を受けるべき決算書として記載されているため、通常総会での承認が必要である。</p> <p>②財務諸表について(指摘事項)</p> <p>総会議案書に参考諸表として各会計の財務諸表を提出したが、特別の積立金会計の財務諸表のみが欠落していた。</p> <p>(2) 平成 2.2 年度の財務諸表に改善すべき点が見受けられた。今後は、公益法人会計基準に準拠した作成を行うことが必要である。</p> <p>①財務諸表に対する注記について(指摘事項)</p> <p>満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の記載がされていない。</p>	<p>使用料について(指摘事項)</p> <p>当法人では、県立八ヶ岳牧場草地等を映画の撮影や催し会場等として外部の者に使用を許可し、それに係る使用料を徵収している。しかし、その使用料の請求額に細かな定め等は存在せず、担当者個人の判断に委ねられている部分が大きい。当該牧場草地は言うまでも無く県民の財産であり、その使用料の金額については一定のルールが定められることが必要である。</p> <p>撮影等に牧場を使用させる場合、人々や車両の進入に伴い、牧草地は損耗しまだ撮影中には牧場管理作業を中止することなど、協会としても負担となってきたことから、使用者から協力費の名目で一部負担をいただいてきた。牧場での撮影行為は目的外使用となることから、撮影等に使用することは原則として認めず、使用料は徵收しないこととした。</p> <p>平成 2.4 年 4 月 1 日より公益社団法人要綱や在庫リストを作成し管理を徹底した。また、長期間使用していない薬品については廃棄処分をした。</p> <p>保管庫に鍵を付けるとともに内部管理制度等に問題がある。また、長期間使</p> <p>用していない薬品については、適宜廃棄処分等の措置を講ずる必要がある。</p> <p>①法人金庫での保管について(指摘事項)</p> <p>当法人の金庫内に、事業に全く関係のない従業員個人の通帳 6 本(預金残高総額 192 万円)を発見した。これは従業員個人の都合のみによるものであり、その行為自体が不適切であると考えられるため、速やかに各個人に通帳の返却を行うべきである。</p> <p>(14) 撮影等に牧場を使用させる際の</p> <p>個人の通帳は全て返却した。</p> <p>同上</p> <p>平成 2.3 年 1.2 月 1.9 日に開催した臨時総会において、平成 2.3 年 3 月 31 日現在の満期保有目的の債券の内訳並びに</p>
---	---

	<p>帳簿額、時価及び評価損益を総額で記載した内容に修正し、承認を得た。</p> <p>今後は、公益法人会計基準に基づき、財務諸表の作成を行っていく。</p>
(2) 財産目録について（指摘事項）	<p>記載が貸借対照表とほぼ同様であり詳細な内訳が不明瞭である。</p>
(3) 肉用子牛生産者補給金制度に関する2会計について（意見）	<p>過去の借入金返済のため徵収した特別の積立金及び、積立金返還時の所在不明者分等の償還円滑化積立金について、長期にわたって残高が固定化している。</p> <p>両資金は、業務規程において、目的以外の処分は禁止されているが、理事会の議決と県知事の承認により、他会計への繰入は可能なことから、長期間滞留した資金を処分することも必要と思われる。</p>
(4) 関連する任意団体の事務について（意見）	<p>事業内容に応じて任意団体と当法人との間で委託契約を締結し必要経費は請求しているが、団体が行う事業の企画、運営、経理処理等の総務業務を行うのに係る人件費は当法人が実質的に負担している状況にある。</p> <p>各団体が独立して運営されるのなら総務人件費の負担を求めるべきである。あるいは、当法人が支援している現状に即して、各団体の事業内容を整理した上で、当法人に取り込んで一体とした運営を図ることも検討する必要がある。</p>
(5) 肉用子牛生産者補給金制度に係る子牛登録手数料について（指摘事項）	<p>肉用子牛生産者補給金業務における子牛登録手数料について、理事会の議決に</p>
	<p>業務規程に基づく手続きにより、資金の繰入を実施して、滞留資金の処分を検討したい。</p> <p>業務規程に基づく手手続きにより、資金の繰入を実施して、滞留資金の処分を検討するため、各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するために、受払簿を作成する必要がある。また、各獣医師の保管状況の確認も必要である。</p> <p>予防接種ワクチンを指定獣医師に供給しているが、ワクチンは畜産協会の所有でありその管理義務は当法人にあるので、各獣医師が保管するワクチンの在庫数量を確認・把握するため、受払簿を作成する必要がある。また、各獣医師の保管状況の確認も必要である。</p> <p>任意団体の収入財源は、会費収入及び中央団体からの委託・補助事業費である。特に会費を徴収していない団体にあっては、補助金の用途は限定的であることから、畜産協会への人件費の支払は難しい、と考える。</p> <p>今後、各任意団体の意向を確認するとともに、中央団体と協議を行ないながら、当法人との一体化等について検討を重ねていくこととした。</p> <p>賞与引当金の計上について（意見）</p> <p>賞与引当金の計上に行われていないが、費用と収益の期間対応の適正化を図るため、支給対象期間の内で当期に帰属する支給見込み額については、毎期継続的に計上することが、会計基準に則したものと想定される。</p> <p>平成24年3月の理事会において賞与規程を策定し、当該規程に定められた支給の時期、支給対象期間に基づき、毎期計上するように改善した。</p>
16. 財團法人山梨県体育協会	
(1) 評議員の評議員会への出席率が低	

調であるため、出席率向上のための施策を講じるべきである。(指摘事項)
評議員会は法人組織上、理事会への諮問・審議・助言機關であり、本人の出席が低調な状態ではこれらの役割が果たせず、ガバナンスが有効に機能していないものといえる。

公益認定を受けた後は、理事会及び評議員会ともに会議が有効に成立するためには過半数の出席を要し、委任状によらず本人の出席が必要となることから、出席可能な理事及び評議員の選出に努めることがより一層求められる。

(2) 植栽管理業務の委託にあたってはプロポーザル方式を採用しているが、検討すべき点が見られる。(意見)

小瀬スポーツ公園・富士北麓公園・境川自転車競技場の植栽等管理業務委託を外部委託しており、業者の選定にあたっては指名型プロポーザル方式による入札制度を導入している。

1社のみの応募であっても選定作業を行い、採点を行っているが、1社の場合には委託料の提案価格が設計書の見積り価格以下であればそのまま契約し、設計書の見積り価格以上であれば再見積の上契約を行っている。1社のみの応募の場合、評価の絶対的基準を設けて選定作業を行うべきであり、得点が低い場合は改善を促し、再提案を受ける等の手続きを行うことを検討すべきである。

プロポーザル方式による入札制度を採用しているため、見積り価格が最も低額な業者の選定に至っていない。業務の内容から考へるとプロポーザル方式によらず、一般的な入札制度を採用することを検討すべきである。

プロポーザル方式による入札制度において、提案は文書で提案することが原則

評議員会や加盟競技団体理事長会議、市町村体育協会事務局長会議などにおいて、評議員の推薦にあたっては、移行後の公益法人制度における評議員の役割、重要性、出席義務等について説明し、各加盟団体において評議員会に出席できる者を推薦して頂いている。
また、評議員会は、理事会の決議で開催が決定するため、事前に全評議員に対して評議員会の日程について連絡し、出席率の向上を図っている。

植栽管理業務の委託については、指定管理者制度の趣旨に沿って、より効率的、効果的な業務を実施するためプロポーザル方式を導入した。また、複数年契約による経費削減のため、指定管理期間の5年契約としているため、次期指定管理において指定管理者に選定された場合に、今回の意見を踏まえ実施方法を検討する。

(3) トレーニングルームの利用について徴収している登録料について、山梨県都市公園条例での施設利用料との整合性を検討すべきである。(意見)
山梨県都市公園条例では施設の利用料金の額を具体的に定めているが、登録料500円は記載されていない。当該登録料は初回の利用者講習会の費用とのことであるが、初回の利用登録時に「トレーニングルーム利用者証」を発行しており、また、当該利用者証を紛失し、再登録時に500円を徴収していることを考える。

ではあるが、提案内容の中には文章でうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対し質問すべき内容もあると思われる。審査にあたっては、ヒアリングを実施すべきである。

委託業者の指名にあたっては28社を指名し、14社が辞退している。指名された14社は共同企業体等を形成して指名参加しているため、参加業者数は7社に留まり、競争状態になつたのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うなら、複数の業者の参加を受け、競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。

1業者の参加では競争性がなく、これららの目的が図れないこととなる。単なる入札制度では業者間の価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことになり、当該制度を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われるため、入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

指定管理者の自主事業として、トレーニングルーム使用に伴う初回講習を行ない、受講の証明として「トレーニングルーム利用者証」を発行している。

ではあるが、提案内容の中には文章でうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対し質問すべき内容もあると思われる。審査にあたっては、ヒアリングを実施すべきである。

委託業者の指名にあたっては28社を指名し、14社が辞退している。指名された14社は共同企業体等を形成して指名参加しているため、参加業者数は7社に留まり、競争状態になつたのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うなら、複数の業者の参加を受け、競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。

1業者の参加では競争性がなく、これららの目的が図れないこととなる。単なる入札制度では業者間の価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことになり、当該制度を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われるため、入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

ではあるが、提案内容の中には文章でうまく表現できない事項や特に強調したい内容、採点者からも提案内容に対し質問すべき内容もあると思われる。審査にあたっては、ヒアリングを実施すべきである。

委託業者の指名にあたっては28社を指名し、14社が辞退している。指名された14社は共同企業体等を形成して指名参加しているため、参加業者数は7社に留まり、競争状態になつたのは5工区中2工区のみである。プロポーザル方式での選定を行うなら、複数の業者の参加を受け、競争状態を維持し、植栽管理の水準や提案内容の高度化、価格競争を通じたコストの縮減等を図るべきである。

1業者の参加では競争性がなく、これららの目的が図れないこととなる。単なる入札制度では業者間の価格のみが選定の基準となるが、プロポーザル方式では、仕様書を前提に審査項目に即した積極的な提案を行うことになり、当該制度を採用することが、参加業者数が少ない要因の一部ではないかと思われるため、入札制度の参加業者数の拡大を図るべきである。

なっているものと思われる。発行手数料とを考えると初回登録料及び再登録料の徵収は条例に記載がないことから条例違反となる可能性があるため、県条例との整合性を検討すべきである。

(4) 財務諸表に記載間違いや改善すべき点等が見受けられた。(指摘事項)

特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去する必要があるが、当法人の総括表には内部取引消去欄が設けられていない。

貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」に記載漏れ及び記載間違いが見られた。

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならないとされているが、その記載が金融資産を除き貸借対照表とほぼ同様であり、詳細な内訳が不明瞭である。

(5) 未使用回数券の使用状況の管理が適切にされていないため前受金計上額が過大に計上される可能性が生じる。(意見)

現在回数券の発行の対象となる施設は陸上競技場、アイスアリーナ、トレーニングルーム、トレーニングルーム(セット利用)、クライミングの5種類である。

当法人では期間損益のより適正な把握のため、販売したが使用されていない回数券の残量を把握し、平成20年度から当該金額を前受金に計上している。しかし、回数券を紛失したり、長期に利用を失念され放置された回数券があると、その分だけ残数が年々増加することとな

正味財産増減計算書総括表において、内部取引については、内部取引消去欄を設け、内部取引消去を行った。
平成23年度決算から貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」については、財産目録については、平成16年度基準の様式に従い、内訳を記載した。

内部取引についてでは、内部取引消去欄を設け、内部取引消去を行った。
平成23年度決算から貸借対照表及び「財務諸表に対する注記」については、財産目録については、平成16年度基準の様式に従い、内訳を記載した。

る。
長期間使用されず、長期に滞留している回数券が管理できない状況にあるため、回数券ごとの適切な管理を検討すべきであり、当該回数券については一定のルールに従い離収入計上とともに、落帳処理することが必要である。

(6) 有料の各種スポーツ教室講座やスポーツ指導者研修会の管理業務を適切に行うべきである。(指摘事項)

小瀬スポーツ公園では当法人の自主企画事業として有料の各種スポーツ教室を開催し、また、スポーツ指導者研修会を行っている。参加者名簿の作成や収納事務等の管理業務が各担当者に委ねられており、統一的な様式による管理が行われていない。効率的な管理を行うためには様式を統一すべきである。

有料の各種スポーツ教室等の参加者が、参加費として現金を受領し、領収書を発行しているが、領収書はワープロで作成したものであり、連番管理もされておらず、領収書の控えもない。体育協会の領収書によって連番管理を行い、現金の管理体制を整備すべきである。

(7) 体育史の在庫計上金額について間違がある。(指摘事項)

山梨県体育史を作成し、残部を貯蔵品として計上しているが、体育史の頒布価格を貯蔵品の帳簿価額として計上している。頒布価額ではなく、当該体育史の作成費を貯蔵品の帳簿価額とすべきである。

回数券については、繰り返し利用する者の負担軽減や継続的な利用の促進に有効な手段であることから、導入してきた。平成24年1月1日より、回数券に有効期限を設け、期限が切れたものについては速やかに収入処理を行い、前受金減少に努めていく。

(8) 貯蔵品として計上すべき物品が資産計上されていない。(指摘事項)
固体等の参加に際して、統一のネクタイヤワッペンを作成したものが年度末に

平成23年度決算より、制作原価により計上した。

平成23年度決算より、貯蔵品として計上した。

在庫として残っていたにもかかわらず、貯蔵品として計上されていなかった。

受け払いの管理も行っており、残高も把握できることから、当該在庫を貯蔵品として計上すべきである。

(9) 寄付金収入の仮領収証を回収すべきである。(指摘事項)

山梨県体育協会と競技団体が日本体育協会に対する寄付金を集め、競技団体が集めてきた金額の90%を競技団体に対して補助金として交付しており、山梨県体育協会が集めてきた金額の95%は協会の事業費へ充てている。

寄付金控除のために、後日体育協会が本領収証を寄付者に送るとともに、仮領収証を回収することになっているが、現状では相手方が自主的に返送してきたりの場合は仮領収証が回収されていないかった。

寄付金控除のためには正式な体育協会の本領収証が必要であるために悪用されることはないと思われるが、規定どおり仮領収証を回収すべきである。

ナー、アンチドーピング講習等、種々の講習等で謝金を支払っているが、謝金規定等の根拠に基づいて支払っているわけではない。

医師の報酬としてはかなり低廉で、ボランティア要素が強いとはいえ、将来における担当者の交代等も考慮すると何かの謝金規定の整備を行うべきである。

(12) 固定資産の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

固定資産の実地調査をしたところ、備品シール等による備品の管理は行われていなかつた。備品シール等の手段により適切に備品の管理を行いう必要がある。

(13) 消費税の税務申告に誤謬が見られる。(指摘事項)

消費税申告において、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行われておらず、修正申告が必要と思われる。

(14) サービス事業特別会計に直接的及び間接的に関わる人件費を適正に計上すべきである。(指摘事項)

サービス事業特別会計の収益項目はレストラン経営による収益、自動販売機の売上手数料、仮設売店売上手数料、スタート靴貸出売上手数料、八代射撃場の利用者が任意に加入する射撃場保険料手数料、自動販売機設置者が本協会に収める事業協力金等であり、これらは業務において計上されている人件費は直営レストランの従業員の人件費のみある。

(11) 謝金規定の整備を行うべきである。(意見)

国体選手の健康証明の他、医科学セミ

成25年度から施行する予定。

本領収書を送付する際、返送用の封筒を同封し、全ての団体及び個人から仮領収書の回収をした。

固定資産については、平成23年度期末の現物確認時に、備品管理シールを貼付した。また、固定資産台帳の補助簿として、会計ソフト（PCA 減価償却）へ登録し、固定資産の管理を徹底した。

法人税基本通達（消耗品費）2-2-15を参考にし、平成23年度決算において、貯蔵品として計上しなければならない灯油・A重油等について期末の残高を貯蔵品として計上した。

主要行事予定表や各施設回数券及び期末に仕入れた灯油・A重油代等も貯蔵品に計上されていなかったため、貯蔵品として計上すべきである。

平

る人件費はサービス事業会計の中に適正に反映させるべきである。

また、この会計は収益事業に該当するため、法人税等の申告対象であり、人件費を計上することにより税額負担を軽減が可能であった。

(15) 指定管理料の算定にあたりサービス事業特別会計を含めることを検討すべきである。(意見)

サービス事業特別会計の事業は指定管理者の費用と責任において実施する自主事業としての位置づけであり、指定管理業務の範囲からは除かれているため、県の指定管理料は施設管理事業会計のみで収支計算をしている。

事業の内容を見る限りにおいては単独で経営が成り立つものではなく、施設管理業務である施設管理事業に付随した事業と思料される。

結果としてではあるが、平成18年度から5年間で112百万円の利益を上げている状況を考慮し、今後の指定管理料の算定にあたってはサービス事業特別会計を含めることにより、指定管理料の圧縮を図ることを検討すべきである。

(16) 小瀬スポーツ公園の收支予算と
収支決算において差異が生じている支出
項目が見られるため、現在の実績を考慮
し、事業計画の作成をする必要がある。
(意見)
小瀬スポーツ公園の「管理業務にかかる
収支決算」によると、事業計画時の収
支予算と実績に多額の差異が生じている
支出項目（人件費、水道光熱費、管理委
託費、修繕費、その他経費）があり、事
業計画の積算根拠が実態と乖離してい
る判断される。
事業計画と実績との乖離が大きいと、

現行の指定管理者制度においては、サービス事業特別会計事業は、自主事業に位置づけられており指定管理事業には含めていない。次期の指定管理者募集に向け、自主事業の取扱いについて検討を行う。

結果的に指定管理料が過大なものとなる恐れがあるので、今後は現在の実績を十分考慮して事業計画を作成する必要がある。

修繕費に関して毎年事業計画外の支出をしていることは、既存の施設・設備等の耐用年数が経過していることに起因していると思われる。県が大規模修繕を行うことにより、指定管理者の毎年のランニングコストを減らすことができるのではないかと思われる。このことは指定管理料の削減を図ることに繋がるので、県予算との関連もあるが、費用対効果を分析し経済効率性の観点から検討すべきものと思料される。

その他の経費のうち法人税の納税額のもととなる利益を生む原資には県の指定管理料が含まれており、当該金額が県から国等へ納入されたことと同じことになると思われる。

現行の指定管理者制度においては、サービス事業特別会計事業は、自主事業に位置づけられており指定管理事業には含めていない。次期の指定管理者募集における、自主事業の取扱いについて検討を行

(17) 指定管理業務における事業計画と実績とを比較すると、結果としてではあるが、指定管理料の過大支給があったものと推定されるため、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。(意見)

県は指定管理者と協議を行い、実績を考慮した事業計画を承認し、指定管理料を定めている。

2年度の5年間の収益事業における利益の累計は376,608千円であり、そのうち施設管理業務は264,114千円である)

山梨縣公報号外 第二十七號 平成

料が過大ではないかと判断される可能性は否定できない。

また、指定管理料は年々圧縮され、利益金額を考慮し、事業計画を見直し、今後の指定管理料の積算へ反映すべきである。

(18) 現金及び領収証の管理が不適切である。(指摘事項)

小瀬スポーツ公園内の事務局、体育館、アイスアリーナ、武道館の4ボイントにおける現金及び領収証の管理状況を確認した。

①事務局

事務局受付窓口の手提げ金庫内にある鉛銭用の現金の実際現金有高と計算上の現金有高に差異が見られ、実際の現金有高が1,100円不足するという結果となつた。

事務局奥にある金庫内の現金はプールのロッカーカから回収したものであり、収納後に金融機関等に預け入れられることなく、小口現金とは別に、法人内での両替用に利用されているとのことであったが、当法人の会計規定第25条に反していると判断される。当該規定が実務上業務の円滑な遂行を阻害しているのであれば、規定は改正等を行っていくことが必要であると判断される。

また、金庫内の封筒から現金900円が発見され、これについては実査時点において収入として計上されておらず、簿外現金となっていた。

事務局受付窓口における領収証の管理状況について確認を行った結果、机引き出し内に渡し漏れの領収証が放置されていた。そのような領収証は書き損じの領収証と同様にバツ印等を付した上で領収証綴りの控えヒセットで管理すべきである。

現金及び領収書の取り扱いについて、内部で統一的なルールを作成し、職員に周知徹底した。

拾得物は、遺失物法に基づいたマニュアルを定めており、これに基づいた処理を行うことを徹底した。

(2) 体育館
物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていないかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には特段行っていないとのことであった。

ノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額を突合した結果、実際現金有高とノートの収納金額の集計金額及びコピーサービスの領収書控の集計金額の全てが異なるという極めて不適切な結果となつた。さらにコピーサービスにより収納した現金は空き缶に無造作に入れられた状態で保管されており、その保管状態についても問題があると言わざるを得ない。

また、手提げ金庫内に体育館での遺失物として現金1,010円が保管されていたが、1ヶ月以上の期間にわたり特段の処置がなされていない状況であった。原則として一定期間を経過した遺失物については遺失物法第4条に基づき警察への届出等の処置を講じるべきである。その上、手提げ金庫内の別封等に体育館受付において発生した現金過不足がプールされており、当該現金は完全に簿外であった。現金の管理に対しては基本的な部分から早急に見直す必要がある。

体育館窓口における領収書の管理状況について確認をした。領収書への付番は前もって行われておらず、発行の都度行っていた。事故を防止するためにも領収書への付番は前もって行う必要がある。また、利用者から領収書の発行について希望がない場合においても発行を行い、直後に控えを残して破棄していることだが、通常の書き損じ領収書の処

理に準じて、控とともに保管を行うといった管理方法が適切であると考えられる。

③アイスアリーナ

体育馆受付窓口の手提げ金庫内にある銘牌用及び物品貸与、コピーサービスにより収納した現金について実査を行った結果、過不足はなく、現金収納の管理は適正であった。

アイスアリーナ受付窓口における領収書の管理状況について確認をした結果、適正であった。

④武道館

物品販売及びコピーサービスにより収納した現金の管理方法について確認したところ、ノートへの記載事項は収納した金額のみであり、日々の残高を記載する形式とはなっていなかった。また、残高の確認は月末の締め日に集計を行う以外には、手段行っていないとのことであつた。

武道館受付窓口における領収書の管理状況について確認をした。ノートに記載されている現金収納と領収書控えについて、合計金額は一致したもの、ノート上の収納件数と領収書控えの枚数が一致しなかつた。武道館受付においては領収書不要の申し出があった際にも領収書の発行を行い、直後に控えを残して破棄しているとのことであったが、その時に複数の取引をまとめて領収書の発行を行っていた。領収書はその取引の事実に基づいて発行が行われるべきであり、前述のような簡便的な処理は例外処理としてすら認められるものではなく、早急に是正されるべきである。

⑤全体

現金実査等の監査結果は上記のとおりであったが、現在法人内でその取扱いルールの統一等がなされておらず、全体と

して現金及び領収書の管理に不適切な事例が散見された。

現金及び領収書の管理については基本的なところから見直し、日々の残高確認はもちろんのこと、後日においても検証が可能となるように法人内で統一のルールを作成し、それが確実に運用されることが強く望まれる。現在の状況は極めて不適切であると判断され、早急に改善されることが必要である。

(19) スポーツ傷害見舞金基金について
では、県等への返還を検討すべきである。
(意見)

当法人では各種のスポーツ大会に参加した選手等で負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を円滑かつ、効果的に行うため、スポーツ傷害見舞金基金を設置している。

平成7年度から平成22年度の間、スポーツ傷害見舞金の支給実績は件数、金額ともに0である。実際の運用状況を勘案すると周知の方法については改善する必要があると判断される。また、見舞金の支給対象となりうるのは傷害保険に入しているものに限るという定めがあるが、支給対象となる資格を傷害保険の有無で限定することは制度の本来の趣旨を鑑みるに、著しく妥当性を欠いているのではないかと思われる。

以上より、スポーツ傷害見舞金基金が制度として機能していないと判断され、かつ、スポーツ大会において負傷又は死亡したものに対して見舞金の給付を行うという基金の目的が各種の傷害保険等によって十分に補填することが可能であるならば、単に長期間拘束されているだけの当該基金については山梨県等の出捐者に返還を行うことも検討すべきである。

各種の傷害保険のみで治療費等の全額を補填することはできないため、基金を継続させていく。

平成23年度末に支給対象が傷害保険に加入しているものに限るという規定をなくした。また、見舞金制度の周知不足が考えられるため、平成24年度から加盟競技団体理事長会議や市町村体育協会事務局長・事務担当者会議で周知を行った。

若しくは規定自体の変更を検討するべきである。

た。

(20) 当法人が事務運営を担当する山梨県体育祭り実行委員会について法人税等の申告漏れが存在する。(指摘事項)
山梨県体育祭り実行委員会が主催する実行委員会の事務運営等の実務は全て当法人の職員によって行われており、その結びつきは強いと判断される。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入については、税法上の収益事業である出版業の付随事業と考えられる。

以上を勘案すると、実行委員会は法人税等の課税主体となると判断されるが、過年度においては特段申告を行っていないかった。過年度に申告等をすべきであつたと思われる分についても課税当局等と協議の上、適切な対応がとられることが望まれる。

(21) 固定資産に係る会計処理が会計規定と一致していない。(指摘事項)
①当法人の会計規定では、10万円以上の資産については台帳に記載の必要があるが、実際は税法上の少額減価償却資産に該当する取得価額30万円未満の固定資産については即時償却されており、固定資産台帳への登載はなされていなかつた。

②償却の開始月が取得の翌月とされているが、実際には取得した月より償却が開始されていた。
①及び②ともに当該処理は税法上も認められているが、実際の経理処理と会計規定が異なるという状況は改善が望まれる。今後は規定に沿った処理を行いうか、

山梨県体育祭りは毎年開催されている。実行委員会は規定や代表者等の定めも存在し、法人税法上の人格なき社団に該当すると考えられる。また、各種競技団体や民間企業からの山梨県体育祭りのプログラムへの広告掲載料収入及び県民法人税及び法人市民税については、課税の対象とはならず、申告及び納税の必要はない。

課税当局と協議したところ、体育祭り自体が収益事業に該当しないため、プログラムへの広告掲載料収入及び県民法人税及び法人市民税については、課税の対象とはならず、申告及び納税の必要はない。

当法人の退職給付引当金は、財団法人山梨県体育協会退職手当規定に基づいて計算された期末における自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済への外部積立金を控除した金額を計上することとされている。

当法人の平成22年度決算における退職給付引当金及び退職給付引当資産の金額は、本来あるべき金額よりも、1,320,000円過大計上となっているため速やかに取崩しの処理を行うべきである。

また、当法人が採用している退職給付引当資産の要積立額の計算方法は広く一般的に採用されている方法とは異なり、法人の独自性が強いと判断され、その積み立てに際して恣意性介入の可能性について外部に疑惑を抱かせることを防止する観点からも、(①目的②積立ての方法③目的破壊の要件④目的外取崩の要件⑤運用方法⑥その他) ①～⑥の要件を充足した取扱要領の作成を行うことが望ましいと思料される。

指摘を受け、平成20年度から退職給付引当金を再度積算したところ、平成22年度の退職給付引当金を算出する際に使用する平成21年度の退職給付引当額から退職者1名分の金額(1,320,000円)を除外した誤った資料を、監査人に渡していたことが判明した。再核算の結果、平成22年度の退職給付引当金を算出する際には1,320,000円を含めて計算しなければならず、退職給付引当金及び退職給付引当資産について過大計上はなかった。

特定資産取扱規程を新たに整備し、公益法人移行の平成24年4月1日より施行した。

少額減価償却資産を含めた固定資産台帳を作成した。

平成24年度から新公益法人会計基準(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正)に移行する際、会計規程を改正し、現行の減価償却処理(取得した月より償却を開始)に変更した。

なお、会計規程については、公益法人移行の平成24年4月1日より施行し